**令和６年度第１回大阪府環境影響評価審査会　会議録**

開催日　　令和６年５月30日（木曜日）

出席委員：相原委員、赤尾委員、勝見委員（会長）、嶋寺委員、島村委員、惣田委員、高田委員、

　　　　　髙橋委員（会長代理）、中田委員、中谷委員、西野委員、花嶋委員、若本委員

（午前10時00分　開会）

【事務局（澤田課長補佐）】

　おはようございます。定刻になりましたので、ただ今から今年度１回目の大阪府環境影響評価審査会を開催します。

　事務局の澤田でございます。委員の皆さま方におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。

　初めに、事務的なことを幾つか申し上げます。マイク、カメラは、普段はオフにしていただき、オン、オフの切り替えはご自身でお願いします。ご発言の際は「手を挙げる」ボタンでお知らせください。不具合が生じたなどのご連絡は、なるべくチャット機能でお願いします。

　この会議は、府の指針に従って傍聴席を設け、公開で開催しております。また、大阪府のホームページにも会議資料を公表し、ご覧いただけるようにしています。現在、13名の委員のご出席をいただいており、定足数を満たしています。ご欠席の委員には先日ご意見を頂戴し、会議資料に反映させていただいております。

　会議資料は、委員の皆さまに事前にメールでお送りしていますが、説明の際はできるだけ画面に表示するようにいたします。議事次第に資料のタイトルを一覧にしておりますので、ご参照いただければと存じます。

　それでは勝見会長、ご審議をよろしくお願いいたします。

【勝見会長】

　はい。ありがとうございます。皆さん、おはようございます。今日もよろしくお願いいたします。

　それでは、議題の１番「大栄環境株式会社和泉エネルギープラザ整備事業に係る環境影響評価準備書」および同事業に係る廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査書等についての審議に入りたいと思います。

　昨年の12月25日に、同事業の準備書および生活環境影響調査書等の審議につきまして、当審査会が大阪府からの意見照会を受けて以降、５つの専門調査部会において、時間をかけて精力的にご審議をいただいたところでございます。

　また、委員の皆さまには、現地調査会にも参加をいただきました。さらに、大気・騒音、景観・文化財、事業計画、この３つの部会につきましては、本件の事業特性を勘案して合同で部会を開催し、多角的、総合的に審議を重ねていただきました。

　各専門調査部会で行った審議の結果を、事務局で１つにまとめていただきましたので、本日は全体を通した審議を行い、審査会から大阪府に回答する意見を取りまとめたいと考えていますので、委員の皆さまには円滑な議事進行にご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

　それでは、事務局から検討結果の内容についてご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【事務局（横山総括主査）】

　事務局の横山と申します。検討結果の内容について説明をさせていただきます。

　まず、検討結果（案）の３枚目の目次をご覧いただきます。本検討結果（案）は、準備書の概要、検討結果、指摘事項で構成しており、別紙として、和泉市長意見、岸和田市長意見、住民意見および事業者見解、公聴会の公述意見書に対する事業者見解を添付しております。概要は準備書から抜粋したものであり、今回の説明では割愛させていただきます。

　Ⅱの「検討結果」は、各専門調査部会で環境項目ごとにご審議いただいたものを取りまとめたものとなります。課題がある項目については、Ⅲの「指摘事項」としてまとめております。今回の説明では、時間の関係上、指摘事項につながる課題のある項目のみを説明させていただきます。

　それでは、31ページの「検討結果」の「全般的事項」から説明させていただきます。ここでは、施設の規模、焼却方式、処理スキームなど、事業計画全般に係ることをまとめています。その中で、課題につながる箇所を主に説明をさせていただきます。

　32ページの２）「焼却方式」をご覧ください。住民意見や公述意見で、なぜストーカ方式に変更するのかとの複数のご意見がありました。４行目で、事業者はガス化改質炉と比較した場合、単位処理当たりのエネルギー使用量、ＣＯ２排出量が大幅に削減されること、災害時において、少量の燃料で再稼働が可能、安定的な運転管理や経済性の観点でメリットがあると説明しております。

　８行目ですが、しかしながら、新規焼却炉は処理能力が２倍以上で排ガス量が増えること、一定量の焼却残渣等の最終処分が不可避であること、ダイオキシン類の排出濃度が排出基準以下であるものの、現行施設の10倍となることなどから、施設の供用において、環境影響を回避、または極力低減するため、環境保全措置を確実に実施し、一層の環境負荷の低減に努める必要があります。

　同じページの３）「処理する廃棄物の種類」をご覧いただきます。15行目から24行目については割愛します。25行目の水銀や石綿等の処理対象物以外の廃棄物の搬入防止対策についても、住民意見等でご意見があり、事業者は排出者と委託契約を交わす前に詳細を確認した上で、受け入れ時には展開検査等で不適物がないか確認すると説明しております。

　同じページの４）「廃棄物処理スキーム」について、これは次のページにまたがっておりますので、33ページをご覧ください。１行目の現在の処理スキームについて、事業者およびグループ会社は廃棄物処理の優先順位を再生利用、熱回収、その他の適正処理の順とする基本方針です。現行焼却施設は、建設廃棄物および製造業等の廃棄物を対象に、再生利用ができない廃棄物に限定しています。建設廃棄物については、隣接する選別・破砕施設で処理された可燃性残渣のみを対象としています。

　可燃性残渣の相当な部分は、現行焼却炉の処理能力の不足のため、他所に運搬して焼却するか、直接の埋め立て処分を行っております。

　12行目の「本件計画の処理スキーム」では、建設廃棄物および製造業等の廃棄物については、再生利用できない廃棄物に限定して焼却する枠組みは維持した上で、医療機関等の感染性廃棄物が追加されることになります。可燃系残渣は、全量が新規焼却炉で熱回収され、他所の焼却や直接の埋め立てが解消されることになります。

　同じページの５）「発電計画」について、21行目から26行目は割愛し、27行目について、岸和田市長意見に対応し、事業者は災害時等での地域への電力供給拠点となるよう計画を進めていると説明をしています。

　34ページの６）、７）、（２）は割愛します。

　同じページの（３）「課題」です。施設の供用における環境影響の回避または極力低減するため、環境保全措置を確実に実施するとともに、一層の環境負荷の低減に努める必要があります。水銀や石綿等の排除すべき廃棄物の混入を防止するため、所要の措置を確実に講じる必要があります。本計画については、ストーカ方式に変更や、ダイオキシン類濃度等で住民等から意見が幾つも提出されておりまして、事業者においては、本件計画の処理スキームを確実に履行する旨を評価書において表明するとともに、事後調査および施設の運用に伴う環境に関する情報について分かりやすく公表し、積極的にコミュニケーションを行うなど、事業計画に対する住民等の理解を得られるよう努める必要があります。また、施設の詳細設計および設置後の施設運用において、高水準の循環的利用の確実な実施を確保するよう努める必要があります。

　続きまして、38ページの「大気質」に進みます。（１）「事業計画」の９行目の、煙突排ガスの排出濃度は、方法書時点よりも濃度を低減した計画としています。

　同じページの15行目のダイオキシン類対策について、事業者は新規焼却炉が法に定められた排ガス基準や、焼却炉の構造基準等を十分に満足するものであり、ダイオキシン類に対し、十分な対策が講じられていると説明をしております。

　21行目の煙突高さについて、大気質への影響の低減を考慮して現行施設の煙突高さよりも高くする方針とした上で、景観にも配慮し、50メートルとしたと説明をしております。

　次、39ページの（２）、（３）、（４）の予測手法は割愛します。40ページの19行目、年平均濃度の予測結果については、いずれの項目も環境基準等を下回ったとしています。

　41ページの５行目の住民意見および公述意見で、事業計画地周辺の地形の影響により地上と高層の西寄りの風の風向にずれが生じていると指摘があったことに対して事業者は、高層気象観測と地上気象の観測結果を整理したところ、風向にずれが生じているとは言い切れず、予測は適切であったと説明しています。

　同じページの16行目のイ「１時間濃度」をご覧いただきます。41ページから42ページの予測手法は割愛しまして、42ページの15行目、１時間濃度の予測結果は、いずれの項目も環境基準値を下回ったとしています。

　20行目の塩化水素の環境濃度の予測結果が目標濃度に近いことについて事業者は、排ガス濃度の諸元値変更は考えていないが、試験運転時や運用開始後は排ガス濃度の測定を行い、必要に応じて対策を講じ、大気質への影響に対する配慮に努めると説明をしております。

　43ページの８行目以降ですが、住民意見および公述意見で指摘があったことについて事業者は、さまざまな条件設定の下で予測を行い、強風の場合、煙突高さごと、東風による事業計画地の西側の丘への影響などの予測を別途行いましたが、いずれも環境基準値等を下回っていると説明をしております。

　44ページから46ページにかけて、事業関連車両および工事関連車両の走行、現行施設の解体工事、建設機械からの排ガス等の予測を行いましたが、いずれも環境基準値を下回っていました。

　46ページの（５）については割愛させていただきます。

　47ページ10行目の（６）「事後調査の方針」について、住民意見等でご指摘がありまして、事業者は施設供用時の煙突排ガスの測定回数を増やす計画に変更しました。

　24行目の（７）「課題」です。周辺の地域の大気質への影響を可能な限り低減する観点から、施設の設置に当たっては、ばいじんを含む焼却残渣の発生をできる限り抑制しつつ、大気汚染物質の排出を低減する最新の技術の導入に努めるとともに、施設の維持管理および運転管理を適切に行う必要があります。施設の試験運転時の排ガス処理性能の確認を適切に行うとともに、運用開始後の排ガス濃度の監視結果に適切に対応して、排出抑制のための所要の措置を講じる必要があります。

　続きまして、62ページの「水質」です。８行目の工事の実施による濁水は地域内の沈砂機能が兼備された洪水調整池に向けて放流されます。

　11行目の予測には含めておりませんが、工事区域内に２槽の沈砂槽を設置し、浮遊物質量を除去するとしています。

　同ページの（２）、（３）、（４）については割愛します。

　63ページの11行目の２）「水質の予測結果」ですが、12行目の現地調査と比較して、相当低い濃度であると予測されております。ただし22行目の準備書での松尾川における最大時間降雨時の予測結果や河川流量の推計において、過小評価している可能性が推察されます。また、26行目の準備書の予測とは別に、事業者から提出された工事区域内に設置する沈砂槽の効果により、濁水の濃度を10分の１に低減できると推計されています。

　64ページの沈砂槽の効果と調整池の機能を勘案すれば、松尾川において相当程度の影響を生じる蓋然性は特に高くないものと考えられますが、事後調査の対象に工事中の濁水を加え、工事区域内の沈砂槽の放流濃度を降雨時に測定し、測定結果に応じた沈砂槽の増設等の措置を適切に講じる必要があります。また、予測式や予測条件を精査した上で改めて予測を行い、その結果を評価書に記載する必要があります。

　次の67ページ「土壌汚染」、69ページの「悪臭」については指摘事項がないことから、時間の都合上、割愛させていただきます。

　71ページの「騒音、振動、低周波音」の（１）から（３）については割愛します。72ページの（４）につきましては、騒音、振動とも全予測地点において規制基準値等を下回っております。73ページのウ「低周波音」について、５行目の準備書で示された設備機器の低周波音圧レベルは現行施設の実測結果を基に設定されていましたが、規模の大きさなどに乖離があったことから、事業者は改めて類似施設の同規模以上の施設で実測し、再予測を行っています。

　12行目の３分の１オクターブバンドレベルについて、一部の帯域において敷地境界で参照値を上回っていましたが、約500メートル離れている最も近い住居には、低周波音の影響はほとんどないとしております。

　73ページの２）、74ページの３）、（５）については割愛します。

　75ページの（６）「課題」です。敷地境界における低周波音の３分の１オクターブバンドの予測結果について、一部の周波数において、心身の苦情に係る参照値を超過しており、低周波音の伝搬特性として、地表面吸収や空気吸収等による減衰が小さく遠距離伝搬が生じやすいことから、施設の稼働により周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、低周波音を抑えた機器の採用や共振防止に留意するなどの環境保全措置を実施するとともに、操業後の影響について事後調査を適切に実施する必要があります。

93ページの「景観」の（１）については割愛します。

　（２）の「事業計画」の22行目の建物の色彩については、周辺の建物と同系色のベース色とし、アクセントカラーを入れる計画としています。また、煙突は周囲に調和し、目立ちにくいシルバー系としています。

　26行目のアクセントカラーは、対比調和でベース色をベージュ系、アクセント色をグレー系としています。また、コーポレートマークは周囲の全ての事業者建物に提出していると、事業者は説明をしています。

　94ページの（３）、（４）は割愛します。

　同ページの（５）の15行目のフォトモンタージュの写真は、事業者が改めて撮影し、再作成を行っております。

　26行目の焼却炉に覆いを施さない計画について、今後、和泉市が設置している景観アドバイザーの指導を受けて、修景の必要性を検討するとしています。

　95ページの（６）は割愛します。

　同ページの（７）「課題」です。景観形成の観点から、建物および屋外設備の規模、配置、構造、形態、意匠および色彩について適切な配慮がなされるべきであり、その際、計画されている建物壁面におけるアクセント色の使用や、コーポレートマークについても、景観阻害要因とならないように注意する必要があります。詳細な建築計画の策定に当たり、これらの諸点について、和泉市の景観アドバイザーから助言指導を受けるなどして、適切に検討する必要があります。

　109ページの「廃棄物、発生土」の（１）の１）「事業計画」の８行目で、燃え殻の発生抑制のため、逆傾斜式ストーカ方式を採用する計画としています。

　10行目のばいじんの発生を抑制するため、薬剤を過剰供給しない制御システムを導入する計画としています。

　２）の19行目の燃え殻およびばいじんの年間発生量は、燃え殻が3,840トン、ばいじんが5,440トンであると予測しております。

　109ページの（２）、111ページの（３）は割愛します。

　111ページの（４）「課題」です。産業廃棄物の再生利用を拡大するとともに、最終処分量を縮減する観点から、以下の措置についての具体的な実施方法を検討し、評価書において明らかにする必要があります。施設の設置に当たっては、ばいじんを含む焼却残渣の発生を抑制する最新の技術の導入に努めること、また、施設の供用においては、固形状の産業廃棄物については、原則として既存の破砕施設棟における徹底した選別後に焼却し、その他の産業廃棄物についても、焼却に優先して再生利用に最大限務めるとともに、施設の維持管理および運転管理を適切に行うこととしております。

　114ページの「地球環境」です。（１）「事業計画」の４行目の焼却処理に伴う熱エネルギーをボイラーで回収し、タービン発電機により発電する計画としており、６行目の方法書と比べ、準備書では発電電力および発電効率とも向上する計画としております。

　（３）の24行目の廃棄物の焼却、施設の稼働に伴う電気等の使用、事業関連車両の燃料の使用による二酸化炭素等の排出量について予測を行い、排出量全体を二酸化炭素排出量に換算しています。また、発電した電力の外部供給による二酸化炭素排出削減効果を算定しています。

　115ページの８行目の予測結果について、二酸化炭素排出量は、現状で約２万9,600トンＣＯ２／年。将来で約４万9,300トンＣＯ２／年であり、増加量は約１万9.700トンＣＯ２／年としております。

　（４）、116ページの（５）は割愛します。

　（６）「課題」です。廃棄物の焼却処理に伴い発生する熱エネルギーをできる限り有効利用するため、施設の設置に当たってはその時点で発電効率が可能な限り高い技術を採用するとともに、運用開始後は高い発電効率を継続的に発揮するため、運転管理および維持管理に適切に取り組む必要があります。

　119ページの「地震」については、指摘事項がないため、時間の都合上割愛します。

　120ページから121ページにかけて、３の「指摘事項」について書いております。こちらについては、各項目全般的事項、大気質、水質、低周波音、景観、廃棄物等、地球環境の課題を指摘事項としてまとめております。審議会でご了解いただけましたら、これらの指摘事項を踏まえ知事意見を作成し、今後、事業者へ申述する予定です。

　本日、ご欠席の委員につきましては、事前に確認いただきましたところ、修正を求めるご意見はありませんでした。

　説明は以上となります。

【勝見会長】

　はい。どうもありがとうございました。

　ただ今のご説明からもお分かりいただけますとおり、専門調査部会ごとに時間をかけて丁寧に検討を行っていただいたという理解をしております。今回、最終的な取りまとめということですので、それに当たって、全体を横断的に確認いただいて、ご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いしたいと思います。

　では、委員の皆さま、よろしくお願いいたします。ご発言のある方は挙手ボタンを押していただくか、ミュートを解除してご発言いただきますが、いかがでしょうか。

【島村委員】

　島村です。私は法律が専門なので、大気汚染物質の拡散予測についての専門的知見はないのですが、先日の公述や意見書で述べられた意見として、この審議会でも問題になってきたことですが、丘の起伏による排煙のダウンドラフトの濃度予測が不十分だというご指摘がされていたと思います。二次元モデルでは粗過ぎるため、ＬＥＳモデルを使った計算もすべきだというご意見があったと思うのですが、この点について、事務局あるいは、大気汚染物質の拡散予測についてご専門の委員の方が、どのように考えておられるのかをご教示いただければありがたいと存じます。

【勝見会長】

　ありがとうございます。まず、事務局からでよろしいですか。

【事務局（澤田課長補佐）】

　事務局です。　シミュレーションにつきましては、準備書の中のプルーム・パフモデルのほか、公述意見の中のk-εモデルでも、事業者が追加で予測をしているところです。その結果から、50メートルでも、西の丘のほうへ飛ぶ大気について、環境基準を達成していると評価しており、事務局としては、その内容について疑義はないと考えております。

　先ほど頂きました、さらに追加のモデルでの検証についてはまだ行っていないのですが、先ほど説明した準備書のモデルと追加で予測したモデルの内容とおおよそ変わらないと事務局は考えています。

【勝見会長】

　はい。ありがとうございます。もし、委員の皆さんでこの件についてご発言あるようでしたらお願いいたします。よろしいですか。

【島村委員】

　ありがとうございました。

【勝見会長】

　どうもありがとうございます。ほか、ご意見、ご発言、ご質問ありますでしょうか。よろしいですか。

　今、島村委員からもご発言がありましたが、今回、公聴会で幾つか公述がありました。また、先週、今週にかけて、公述された方々からご意見や要望といった文書が私にも届いており、時間が限られていた中で委員の皆さまにも事前にお送りしました。これらにつきましては、今の部分的なやりとりもありましたように、既に事業者が、ご意見いただいた方々、要望された方々に個別に対応されていると聞いております。また今事務局からご説明いただいたとおり、今後のことかと思いますが、さらに委員の皆さまからご意見がありましたら、事務局を通して事業者に意見をお伝えさせていただいて、引き続き事業者で対応いただければと思います。

　ただ、審査会といたしましては、現段階は準備書についてということですので、各専門調査部会で十分ご審議いただいた結果ということで、先ほど事務局から説明があった内容でご審議いただくことにさせていただければと思っておりますが、そのような方針でよろしいでしょうか。

　それでは、委員の皆さまからご異議がないようですので、検討結果の取りまとめを行いたいと思います。今回、特段ご発言等は頂かなかったということで、この取りまとめについては特に修正すべきというご意見がなかったという理解をしております。そういうことで、本日ご説明いただいた検討結果を審査会の回答とさせていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

　はい、ありがとうございます。お認めいただいたということでまとめさせていただきたいと思います。12月25日に照会を受けた審査会の意見につきましては、本日付で大阪府に回答することにさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

　委員の皆さまには、この間、部会で精力的にご審議をいただいたということでございます。ありがとうございます。事務局も取りまとめを進めていただきありがとうございました。

　それでは、議題１は終了します。議題の２番「その他」について、事務局からご説明をお願いできますでしょうか。

【事務局（澤田課長補佐）】

　はい。検討結果をおまとめいただきありがとうございました。今年度は第１回目の開催ということで、今後予定されている環境アセスの案件についてお知らせさせていただきます。

　まず、これまでに方法書のご審議をいただきました、泉佐野市田尻町清掃施設組合の新ごみ処理施設整備事業について、６月ごろに事業者より準備書が提出される見込みとなっております。

　また、東大阪市内の株式会社タカハシカレットセンター水走工場新設事業の準備書につきまして、時期は未定ではございますが、今後事業者から提出がある見込みです。このほかにも幾つかの相談が来ているところでございます。各案件について、アセス図書の提出等の動きがありましたら、ご審議をお願いすることになりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

　以上です。

【勝見会長】

　はい。ありがとうございます。

　幾つか大事な案件が予定されている、あるいは、予定されそうな見込みだということでございますので、委員の皆さまにはまたよろしくお願いいたします。この件、何かご質問、ご発言ありますでしょうか。

　ないようでしたら、予定していた議事は以上でございます。

事務局に進行をお返ししたいと思います。円滑な進行にご協力いただきありがとうございました。

【事務局（中島環境管理室長）】

　環境管理室長の中島でございます。閉会に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

　委員の皆さまには、回答の取りまとめ、誠にありがとうございました。今回の案件では、ほぼ全ての分野を検討の対象にしていただき、かつ、綿密なご審議を賜りましたこと、厚くお礼申し上げます。頂きました回答を踏まえまして、速やかに知事意見を事業者に述べてまいりたいと存じます。

　なお、今回、一部の住民から委員に対して直接意見書を送付されるという事態がございましたが、環境アセスメント制度の手続きフローの外でのこうした意見につきましても、本来、事務局として一元的に取り扱うべきものであり、今後とも、審査会の独立性を保ちつつアセスメント制度を運用していくため、この制度の役割や進め方につきまして、一層の周知に努めてまいります。

　最後になりますが、本審査会の委員の任期が本年８月末までとなっており、９月に改選を行う予定です。勝見会長はじめ、任期満了によりご退任となります委員各位におかれましては、任期中、特段のご尽力をいただきましたこと、心よりお礼申し上げます。今後とも、何かにつけ、本府環境行政にご理解、ご協力を賜りますれば幸いと存じます。

　先ほど事務局から申し上げましたとおり、今後も複数の環境アセスに係る手続きが予定をされております。引き続き、委員にご就任いただける先生方におかれましては、変わらぬお力添えをお願い申し上げます。

　それでは、改めまして、本日は誠にありがとうございました。

【事務局（横山総括主査）】

　それでは、これをもちまして、令和６年第１回環境影響評価審査会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

（午前10時40分　閉会）